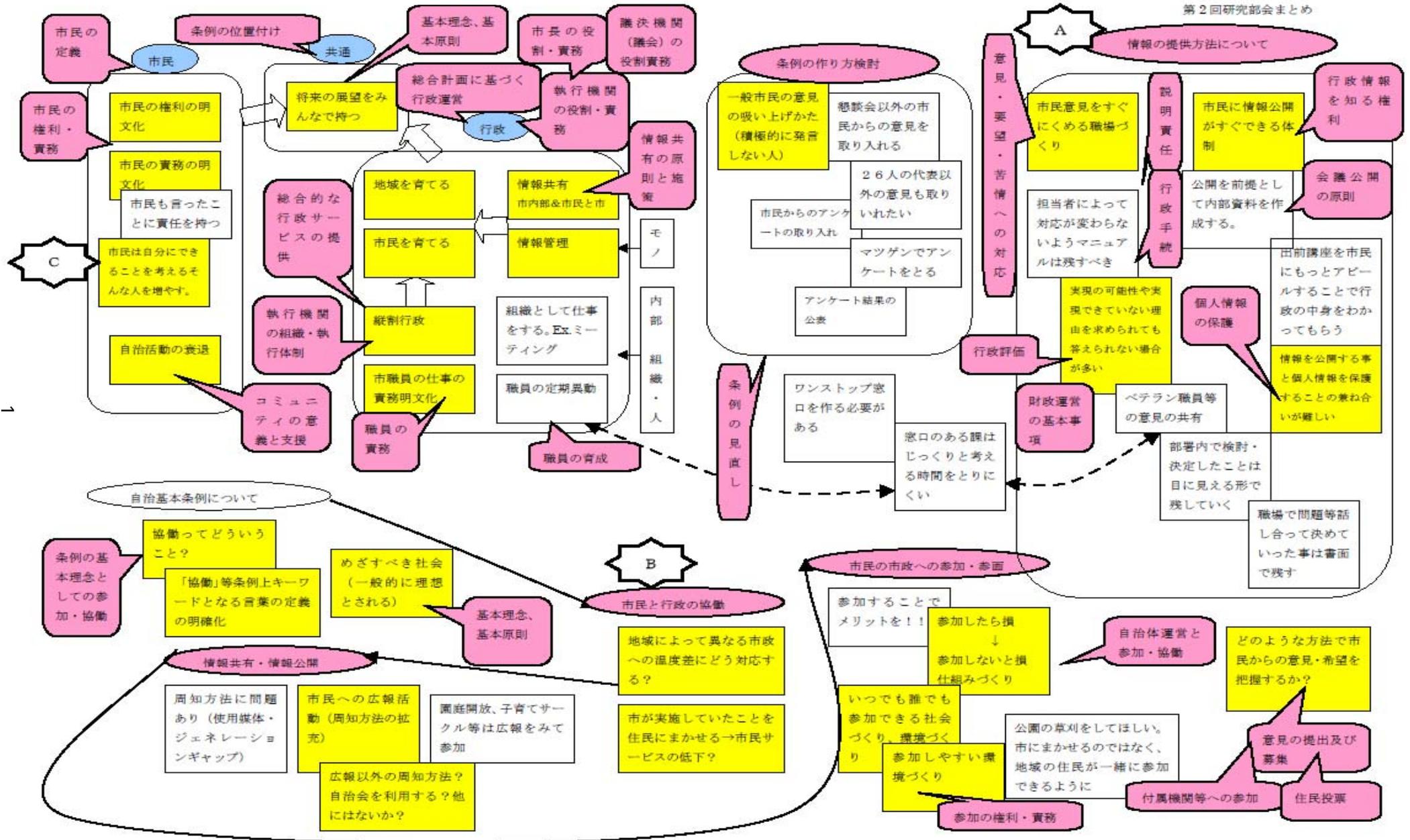


資料編

- 1 ブレーンストーミング結果（第2回研究部会まとめ）
- 2 論点整理票（別冊）
- 3 権利、義務を伴う条例・規則（抜粋）
- 4 自治基本条例と他の条例の関係（イメージ図）
- 5 年少者人口の順位（国勢調査より抜粋）
- 6 会議開催経過
- 7 研究部会委員名簿

1 プレインストーミング結果(第2回研究部会まとめ)



2 論点整理票（別冊）

テーマ番号	検討テーマ
1	自治基本条例の意義、必要性
2	手法
3	条例名称・条文の表現
4	前文
5	目的
6	定義
7	基本理念・基本原則
8	情報共有の原則と施策
9	行政情報を知る権利
10	個人情報の保護
11	条例の基本理念としての参加・協働
12	自治体（行政）運営と参加・協働
13	参加の権利・責務
14	市民の権利・責務
15	事業者の権利・責務
16	コミュニティの意義と支援
17	議会
18	市町村及び執行機関の基本的な役割・責務
19	首長の役割・責務
20	職員の責務・育成
21	総合計画の策定における参加・協働
22	総合計画に基づく行政運営
23	行政評価
24	財政運営の基本原則・基本事項
25	執行機関の組織・体制
26	会議公開の原則
27	意見・要望・苦情等への応答
28	行政手続
29	総合的な行政サービスの提供
30	意見の提出及び募集
31	附属機関等への参加
32	住民投票
33	自治体・国等の他機関との連携協力
34	市外の人々との連携
35	この条例の位置付け
36	この条例の検討・見直し
37	危機管理
38	子育て
39	罰則
40	市民参加促進・地域通貨
なし	人材育成

論点整理票は、平成19年12月5日現在の内容であり、その後の議論の結果により、本報告書の内容と異なる場合があります。

3 権利、義務を伴う条例・規則（抜粋）平成19年12月現在

責務は、見出しに「 の責務(義務)」と掲載されているもののみ抽出(ex:書類提出義務、施設利用者の義務、原状回復義務等は除外)

義務規定であっても、見出し中に「責務(義務)」の表示がないものは除外

権利は、「権利、参加権、審査権、請求権、調査権」の用語により検索抽出

条例・規則のみ(規程は除く)

(1) 行政（任命権者・実施機関）の責務（18条例）

情報公開条例

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が適正に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。

2 実施機関は、情報の公開に際し、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 実施機関は、公文書の適正な管理を図るとともに、情報の公開の手続その他この条例に基づく事務の適切かつ円滑な運営に努めなければならない。

個人情報保護条例

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人の権利利益の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報の保護の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

(委託に伴う実施機関の責務)

第17条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

市長の政治倫理に関する条例

(市長及び市民の責務)

第2条 市長は、市政を担う市民全体の代表者として、市政に携わる職責と権能を自覚し、倫理の向上及びその使命の達成に努めなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

職員倫理条例

(任命権者の責務)

第8条 任命権者は、職員に対し、市民の疑惑や不信を招くことがないように注意を喚起し、公務員倫理及び法令遵守体制の確立並びに公正な職務の遂行を確保するために研修等を実施しなければならない。

2 任命権者は、市民及び事業者等に対し、この条例に関する啓発を行わなければならない。

3 市長を除く任命権者は、この条例の規定による倫理委員会からの報告、意見の提出等を受けた場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

(任命権者の責務)

- 第 5 条 任命権者は、公正な職務執行を損なう行為を防止し、かつ、組織的に適切な対応ができるように、庁内体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、管理監督者から前条第 2 項の報告を受けた場合であって、組織的な対応を要すると認めるときは、和泉市法令遵守等対策会議(第 8 条第 1 項を除き、以下「対策会議」という。)に付議しなければならない。
- 3 任命権者は、管理監督者から前条第 2 項の報告を受けた場合(前項に規定する場合を除く。)は、公正な職務執行を損なう行為の行為者に対し、警告その他当該行為を停止し、又は是正させるために必要な措置を講ずるものとする。

適正かつ良質な建築物の創造に関する条例

(市の責務)

- 第 3 条 市は、特定行政庁の事務の施行に際し、地域特性と調和した適正かつ良質な建築物の創造を促進するため必要な施策(以下「施策」という。)を講じなければならない。
- 2 市は、施策の策定及び実施に際しては、市民の意見を反映させるとともに、法律、建築、都市計画その他の学識経験者等の意見を尊重しなければならない。
- 3 市は、施策の策定及び実施に際しては、指定確認検査機関との連携を図らなければならない。

宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する条例

(市の責務)

- 第 3 条 市は、良好な居住環境を確保するため、都市計画施設及び地域の生活環境の向上に資する施設の総合的な整備に努めなければならない。

宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例

(市の責務)

- 第 3 条 市は、計画的に開発された住宅地域の良好なまちなみ環境を保全育成するために、必要な施策(以下「まちなみ施策」という。)を実施しなければならない。
- 2 市は、まちなみ施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、まちなみ施策の実施に当たって、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資する法人のうち規則で定めるものに対して必要な協力を要請できるものとする。

特定宅地開発の手続に関する条例

(市長の責務)

- 第 3 条 市長は、特定宅地開発の計画が適切に策定されるよう、特定宅地開発を行おうとする者(以下「特定宅地開発事業者」という。)に対して、必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

良好な住環境を守り育てる住宅まちづくり基本条例

(協働の住宅まちづくり)

- 第 3 条 市民、事業者及び市は、次に掲げるそれぞれの権利及び責務の下に

協働による住宅まちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民は、住宅まちづくりに参加する権利と**責務**の下に、主体的に住宅まちづくりに関する学習及び活動に取り組むとともに、市が行う住宅まちづくりに関する施策に協力するものとする。
- (2) 事業者は、住環境の創造に関する事業を行う権利の下に、良好な住宅まちづくりに貢献する**責務**を有するとともに、市が行う住宅まちづくりに関する施策に協力するものとする。
- (3) 市は、住宅まちづくりに関する調査、研究並びに施策の策定及び実施を行う**責務**の下に、市民及び事業者の理解と協力を得て、計画的かつ総合的に住環境の整備に関する施策を推進するものとする。

人権擁護に関する条例

(市の**責務**)

第2条 和泉市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとする。

男女共同参画推進条例

(市の**責務**)

- 第4条 市は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、実施する**責務**を有する。
- 2 市は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配慮しなければならない。
 - 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、市民及び事業者と協力して取り組むものとする。

環境基本条例

(市の**責務**)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する**責務**を有する。

自動車の放置防止及び放置自動車の適正処理に関する条例

(市長の**責務**)

第3条 市長は、自動車の放置防止を図るために必要な施策を実施しなければならない。

自転車等の放置防止に関する条例

(市長の**責務**)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、必要な施策の実施に努めなければならない。

廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例

(市長の**責務**)

- 第3条 市長は、廃棄物の減量及び適正処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図る等により、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、一般廃棄物の適正処理に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び清潔の保持に関する市民の自主的な活動の促進及び支援を図るよう努めなければならない。

- 3 市長は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔保持についての市民の意見を施策に反映させるよう努めなければならない。

水道事業給水条例

(市の責務)

第 16 条の 2 管理者は、法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道(以下「貯水槽水道」という。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供に努めなければならない。

(設置者の責務)

第 16 条の 3 貯水槽水道のうち法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道の設置者は、法第 34 条の 2 に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

文化財保護条例

(市及び市民等の責務)

第 3 条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

(2) 職員の責務(3条例)

個人情報保護条例

(職員等の義務)

第 5 条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

職員倫理条例

(管理監督者の責務)

第 9 条 職員を管理監督する立場にある者は、自ら率先して服務規律の確保を図るとともに、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正なサービスの確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(倫理監督者の責務等)

第 12 条 倫理監督者は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、別に定めがあるもののほか次に掲げる責務を有する。

- (1) 任命権者の指示に従い、贈与等報告書に関し必要な措置を採り、必要に応じ職員の倫理の保持に関して指導及び助言を行うこと。
- (2) 任命権者を補佐し職員の倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (3) 倫理委員会からの協力依頼に応じること。
- (4) 不当な行為が判明したときは、関係職員の所属する任命権者にその旨

を報告すること。

- (5) 倫理監督者としての職務に関し提出を受けた書類を保存すること。
- 2 倫理監督者は、その**責務**を遂行するために他の倫理監督者と互いに協力しなければならない。

職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

(職員の**責務**)

- 第3条 職員は、常に法令等を遵守し、公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 2 職員は、職務の執行に際して常に公共の利益の増進を目指すものとし、正当な理由なく一部のものに対して有利な又は不利な取扱いをしてはならない。
- 3 職員は、その職務について市民に説明する**責務**を果たすよう努めなければならない。
- 4 職員は、その職務に関して要望等を受けたときは、原則として記録しなければならない。
- 5 職員は、公正な職務執行を損なう行為を求められたときは、これを拒否しなければならない。
- 6 職員は、公正な職務執行を損なう行為を求められたとき、又は自らが所属する組織において公正な職務執行を損なう行為があると認めるときは、その内容を管理監督者(当該職員を管理監督する立場にある職員として規則で定めるものをいう。以下同じ。)に報告するものとする。

(管理監督者の**責務**)

- 第4条 管理監督者は、部下職員に対して適切な指導及び監督を行い、公正な職務の執行の確保に努めなければならない。
- 2 管理監督者は、部下職員から前条第6項の報告を受けたとき、又は自らが所管する組織において公正な職務執行を損なう行為があると認めるときは、遅滞なく任命権者に報告するとともに、部下職員が適法かつ公正に職務を執行するための措置を講じなければならない。

(3) 事業者の責務(17条例)

行政手続条例

(事業者等の**責務**)

- 第31条 行政指導が地方公共の秩序の維持、環境の整備保全、災害の防止その他市民の権利利益の保護を目的とするものであるときは、事業者その他の行政指導の相手方は、その趣旨及び内容を尊重し、これに協力するよう努めなければならない。

個人情報保護条例

(指定管理者の**責務**)

- 第16条 この章に規定する実施機関の**責務**に関する規定は、市の公の施設の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者をいう。以下同じ。)が当該公の施設の管理のため個人情報を取り扱う場合に準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。
- 2 市の公の施設の指定管理者の事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 3 市の公の施設の指定管理者は、その指定を受けた期間が経過し、又は指定を取り消されたときは、当該公の施設の管理のために保有している個人情報について、速やかに当該公の施設を所管する実施機関の指示するところにより当該実施機関に引き継ぎ、又は破棄し、若しくは消去しなければならない。

(受託者等の**責務**)

第 18 条 実施機関から個人情報取扱事務の処理の委託を受けたもの(再委託等により当該個人情報取扱事務の処理を取り扱うものを含む。以下「受託者」という。)は、個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、実施機関の承認を受けずに、受託した事務を第三者に委託してはならない。

3 受託者及び受託者が受託した個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、次の行為をしてはならない。

(1) 受託した事務に係る個人情報を不当な目的に使用すること。

(2) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に係る個人情報を第三者に提供すること。

(3) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図画、写真又は電磁的記録を複写し、又は複製すること。

(事業者の**責務**)

第 36 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

(秘密保持**義務**)

第 4 条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、和泉市個人情報保護条例(平成 11 年和泉市条例第 3 号)に規定する事項を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

職員倫理条例

(市民及び事業者等の**責務**)

第 10 条 市民及び事業者等は、職員の公正かつ適正な職務の遂行を支援するよう努めなければならない。

2 何人も、職員に公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。

職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

(市民等の**責務**)

第 6 条 何人も、職員に対し、公正な職務執行を損なう行為を求めてはならない。

適正かつ良質な建築物の創造に関する条例

(指定確認検査機関の**責務**)

- 第4条 指定確認検査機関は、本市区域内の建築物の確認検査について、適正かつ円滑に実施するとともに、市の施策に協力しなければならない。
- 2 指定確認検査機関は、前項の確認検査の業務を行おうとする場合は、あらかじめ、当該確認検査に必要な情報(以下「確認検査情報」という。)の提供等市が行うべき事務の範囲その他必要事項について市長と協議し、協定書を締結しなければならない。

宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する条例
(事業者の責務)

- 第4条 宅地開発を行おうとする者は、安全で快適な居住環境を確保するように努めなければならない。

宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例
(市民及び事業者の責務)

- 第4条 市民及び事業者は、自らも良好なまちなみ環境を保全育成する主体であることを認識し、良好なまちなみ環境を保全育成するように努めるとともに、市が行うまちなみ施策に協力しなければならない。

(造成行為等を行う者の責務)

- 第10条 まちなみ地区内において、造成行為又は建築行為を行おうとする者は、積極的に当該地区の良好なまちなみ環境を保全育成するように努めなければならない。

特定宅地開発の手続に関する条例
(事業者の責務)

- 第4条 特定宅地開発事業者は、周辺の環境と調和する計画を策定するように努めなければならない。

良好な住環境を守り育てる住宅まちづくり基本条例
(協働の住宅まちづくり)

- 第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げるそれぞれの権利及び責務の下に協働による住宅まちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民は、住宅まちづくりに参加する権利と責務の下に、主体的に住宅まちづくりに関する学習及び活動に取り組むとともに、市が行う住宅まちづくりに関する施策に協力するものとする。
- (2) 事業者は、住環境の創造に関する事業を行う権利の下に、良好な住宅まちづくりに貢献する責務を有するとともに、市が行う住宅まちづくりに関する施策に協力するものとする。
- (3) 市は、住宅まちづくりに関する調査、研究並びに施策の策定及び実施を行う責務の下に、市民及び事業者の理解と協力を得て、計画的かつ総合的に住環境の整備に関する施策を推進するものとする。

男女共同参画推進条例
(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動等とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するように努めるものとする。

環境基本条例

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、関係法令に抵触しない場合であっても最大限の努力をもって環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参加し、及び協力する責務を有する。

生活環境の保全等に関する条例

(埋立て行為者の責務)

- 第24条 埋立て行為者は、埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生することのないよう努めなければならない。
- 2 埋立て行為者は、埋立て等に係る苦情及び紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

(排出事業者の責務)

- 第26条 排出事業者は、安全基準に適合しない土砂等を埋立て等の用に供してはならない。

自動車の放置防止及び放置自動車の適正処理に関する条例

(事業者等の責務)

- 第4条 自動車の製造、輸入、販売、整備、解体、処分その他これらに類する事業を行う者及びこれらの者が組織する団体は、不要となった自動車の回収その他の適切な措置を講じるよう努めるとともに、市長が実施する自動車の放置防止に関する施策に協力しなければならない。

自転車等の放置防止に関する条例

(鉄道事業者等の責務)

- 第6条 鉄道事業者及び路線バス事業者は、自転車等の放置防止に関し市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(大型店舗等の設置者の責務)

- 第7条 大型店舗等の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車を設置するように努めるとともに、自転車等の放置防止に関し市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車小売業者の責務)

- 第8条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車に住所及び氏名の記入並びに防犯登録の勧奨に努めなければならない。

廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物を減量しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

法定外公共物管理条例

(管理**義務**等)

- 第8条 占有者は、占有許可に係る工作物その他の物件に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持する**義務**を有するとともに、当該物件又は当該許可に係る行為に起因して本市又は第三者に損害が生じたときは、自らの責任と負担において処理しなければならない。

(4) 市民の責務(17条例)

情報公開条例

(利用者の**責務**)

- 第4条 この条例の規定により情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に従い適正に使用しなければならない。

個人情報保護条例

(市民の**責務**)

- 第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努め、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

市長の政治倫理に関する条例

(市長及び市民の**責務**)

- 第2条 市長は、市政を担う市民全体の代表者として、市政に携わる職責と権能を自覚し、倫理の向上及びその使命の達成に努めなければならない。
- 2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

職員倫理条例

(市民及び事業者等の**責務**)

- 第10条 市民及び事業者等は、職員の公正かつ適正な職務の遂行を支援するよう努めなければならない。
- 2 何人も、職員に公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。

職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

(市民等の**責務**)

- 第6条 何人も、職員に対し、公正な職務執行を損なう行為を求めてはならない。

適正かつ良質な建築物の創造に関する条例

(建築主等の**責務**)

- 第5条 建築主、建築物に関する工事の請負人若しくは現場管理者又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者(以下「建築主等」という。)は、本市区域内において建築物を建築(工作物にあっては築造を

いう。以下同じ。)しようとする場合においては、市の施策に積極的に協力するとともに、当該建築物を適正かつ良質なものとするよう努めなければならない。

宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例

(市民及び事業者の**責務**)

第4条 市民及び事業者は、自らも良好なまちなみ環境を保全育成する主体であることを認識し、良好なまちなみ環境を保全育成するよう努めるとともに、市が行うまちなみ施策に協力しなければならない。

良好な住環境を守り育てる住宅まちづくり基本条例

(協働の住宅まちづくり)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げるそれぞれの権利及び**責務**の下に協働による住宅まちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民は、住宅まちづくりに参加する権利と**責務**の下に、主体的に住宅まちづくりに関する学習及び活動に取り組むとともに、市が行う住宅まちづくりに関する施策に協力するものとする。
- (2) 事業者は、住環境の創造に関する事業を行う権利の下に、良好な住宅まちづくりに貢献する**責務**を有するとともに、市が行う住宅まちづくりに関する施策に協力するものとする。
- (3) 市は、住宅まちづくりに関する調査、研究並びに施策の策定及び実施を行う**責務**の下に、市民及び事業者の理解と協力を得て、計画的かつ総合的に住環境の整備に関する施策を推進するものとする。

人権擁護に関する条例

(市民の**責務**)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

男女共同参画推進条例

(市民の**責務**)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

環境基本条例

(市民の**責務**)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参加し、及び協力する**責務**を有する。

生活環境の保全等に関する条例

(土地所有者の**責務**)

第25条 土地所有者は、埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある埋立て行為者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

自動車の放置防止及び放置自動車の適正処理に関する条例
(市民等の**責務**)

- 第5条 市民(本市の区域内において、自動車を所有し、又は使用するものを含む。)は、市長が実施する自動車の放置防止に関する施策に協力しなければならない。
- 2 土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地に自動車が放置されることのないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

自転車等の放置防止に関する条例
(市民の**責務**)

- 第4条 市民は、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。
- 2 近距離の居住者は、通勤、通学等のため当該駅への自転車等の利用を自粛するよう努めなければならない。
- (自転車等利用者等の**責務**)
- 第5条 自転車等の利用者等は、自転車等を放置することにより良好な生活環境を悪化させないよう努めるとともに、自転車等の放置防止に関し市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。
- 2 自転車の所有者は、当該自転車に住所及び氏名を明記するよう努めるとともに、自転車の防犯登録を受けなければならない。

廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例
(市民の**責務**)

- 第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用等により廃棄物の再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

市営住宅管理条例
(入居者の保管**義務**等)

- 第23条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
- (収入超過者の明渡しの努力**義務**)
- 第26条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

文化財保護条例
(市及び市民等の**責務**)

- 第3条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

(5) 市民の権利(3条例)

市長の政治倫理に関する条例

(市民の調査請求権)

第9条 市民は、市長が第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者100人以上の者の連署をもって、これを証する書面を添えて市長に調査を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による調査の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して7日以内に、審査会に対して調査を求めなければならない。

良好な住環境を守り育てる住宅まちづくり基本条例

(協働の住宅まちづくり)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げるそれぞれの権利及び責務の下に協働による住宅まちづくりを推進するものとする。

(1) 市民は、住宅まちづくりに参加する権利と責務の下に、主体的に住宅まちづくりに関する学習及び活動に取り組むとともに、市が行う住宅まちづくりに関する施策に協力するものとする。

(2) 事業者は、住環境の創造に関する事業を行う権利の下に、良好な住宅まちづくりに貢献する責務を有するとともに、市が行う住宅まちづくりに関する施策に協力するものとする。

(3) 市は、住宅まちづくりに関する調査、研究並びに施策の策定及び実施を行う責務の下に、市民及び事業者の理解と協力を得て、計画的かつ総合的に住環境の整備に関する施策を推進するものとする。

環境基本条例

人は、空気、水、大地などの自然の恵みの中で、生命をはぐくみ、様々な文化を築いてきた。

和泉は、古い歴史と美しい環境に恵まれ、豊かな文化と多様な自然の下に繁栄し、多くの歴史的・文化的遺産と固有の風土を形成してきた。

しかし、都市化の進展や資源・エネルギーの大量消費を伴った社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした一方で、身近な自然を減少させ、環境への負荷を増大させ、その影響は単に地域の環境にとどまらず地球の環境を脅かしつつある。

もとより、すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、次の世代に引き継いでいく責務を担っている。このため、私たち市民は、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えていることや、地域の環境を良好に維持することが地球環境の保全につながることを理解し、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、すべての市民の参加と協働によって地域の健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある快適な環境を創造していくよう取り組まなければならない。

この認識の下に、市民が参加し、連携し、協働することによって、人の営みと自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な「わがまち和泉」をつくりあげ、これを次の世代に引き継ぐことを目指して、市民の総意としてこの条例を制定する。

(6) その他(2条例、1規則)

個人情報保護条例

(市の出資法人の責務)

第 37 条 次に掲げる法人(以下この条において「出資法人」という。)は、この条例の規定に基づく市の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人
- 2 市長は、出資法人が講ずべき個人情報の保護措置についての指針を策定し、出資法人に対して、当該指針に従い個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 3 市長は、出資法人に対して、当該出資法人が講じている個人情報の保護措置の実施状況について報告を求めることができる。
- 4 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を取りまとめ、公表するものとする。

男女共同参画推進条例

(教育関係者の**責務**)

第 7 条 学校教育及び社会教育にかかわる者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めるものとする。

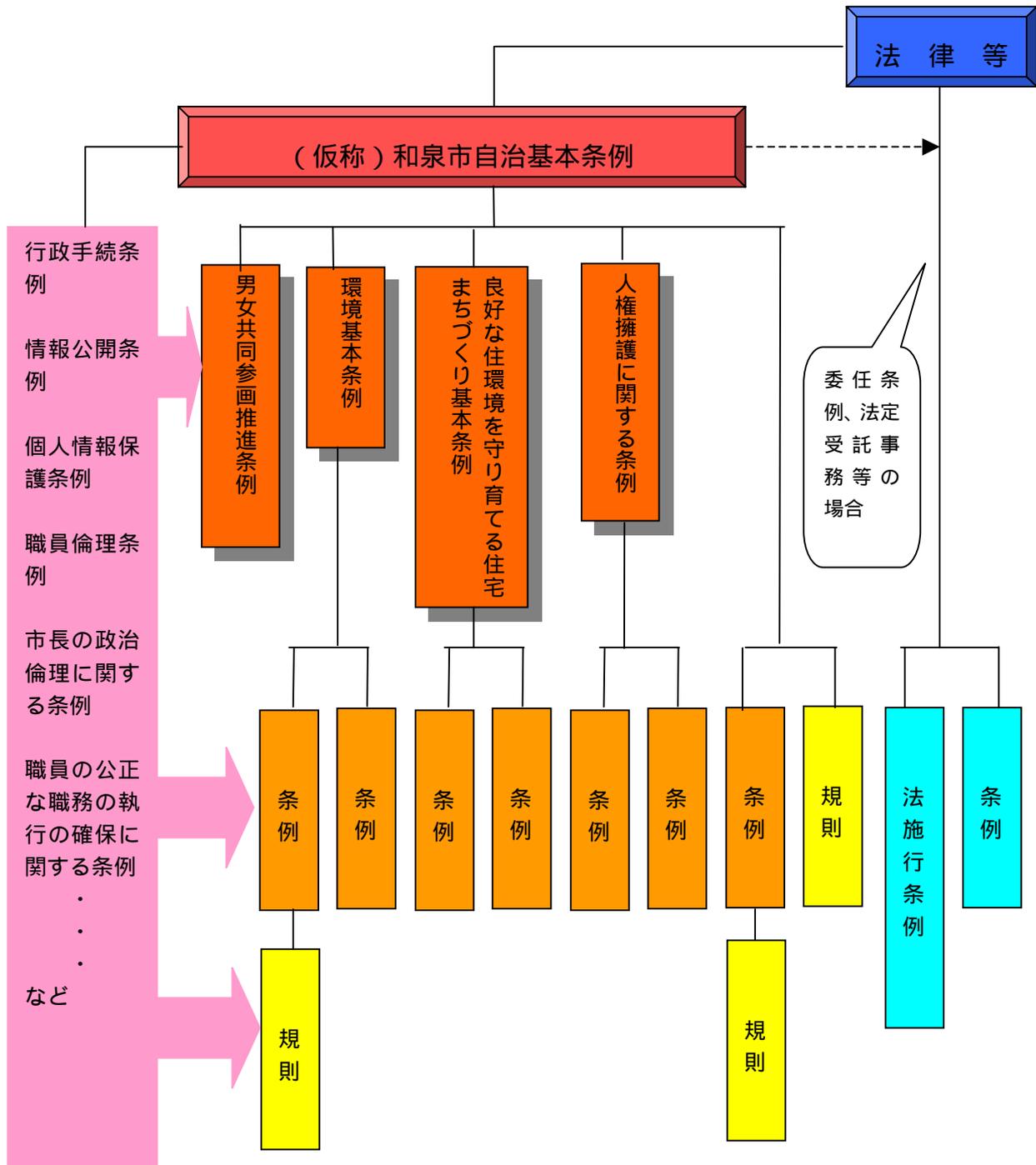
指定排水設備工事業者規則

(指定業者の**責務**及び遵守事項)

第 7 条 指定業者は、下水道関係法令等その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- 2 指定業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)～(13) 略

4 自治基本条例と他の条例の関係（イメージ図）



5 年少者人口の順位（国勢調査より抜粋）

5歳階級別人口（平成17年国勢調査） 除く町村

	15歳未満	順位	15～64歳	順位	65歳以上	順位	平均年齢	年齢中位数
泉大津市	17.0	1	66.5	22	16.4	8	40.5	38.9
和泉市	16.9	2	67.1	16	15.7	4	40.4	39.7
貝塚市	16.7	3	64.9	30	18.3	17	41.6	41.0
泉南市	16.7	4	64.7	31	18.6	22	41.9	41.5
四條畷市	16.3	5	67.3	12	15.7	3	40.8	39.3
交野市	16.2	6	66.9	19	16.5	9	41.2	40.6
岸和田市	15.9	7	65.3	29	18.8	25	42.0	41.3
泉佐野市	15.8	8	65.5	28	18.6	21	41.8	40.8
富田林市	15.5	9	67.0	17	17.6	16	41.6	41.6
高石市	15.4	10	65.7	27	18.8	24	42.2	41.4
阪南市	15.3	11	67.3	13	17.4	14	42.3	42.9
大東市	15.2	12	68.5	7	16.2	7	41.0	39.7
羽曳野市	14.9	13	65.8	25	19.2	29	42.7	42.3
茨木市	14.8	14	69.5	2	15.5	2	40.8	39.4
松原市	14.6	15	66.2	24	19.1	27	42.8	42.5
柏原市	14.6	16	68.4	8	16.9	11	41.4	40.8
大阪狭山市	14.6	17	68.2	9	17.2	12	41.7	41.2
枚方市	14.5	18	69.0	4	16.2	6	41.5	40.8
藤井寺市	14.5	19	66.3	23	19.2	28	42.7	42.2
吹田市	14.4	20	68.8	5	16.1	5	41.0	39.8
摂津市	14.4	21	70.5	1	14.9	1	40.8	38.9
八尾市	14.2	22	65.8	26	19.2	30	43.0	42.7
門真市	14.2	23	67.7	10	17.6	15	42.4	41.7
堺市	14.1	24	66.6	21	18.6	20	42.8	42.5
寝屋川市	14.0	25	68.6	6	17.3	13	42.4	42.0
豊中市	13.9	26	67.6	11	18.4	18	42.5	42.0
河内長野市	13.9	27	66.8	20	19.3	31	43.5	44.9
東大阪市	13.8	28	67.3	14	18.4	19	42.5	41.6
箕面市	13.6	29	69.3	3	16.8	10	41.6	40.6
高槻市	13.4	30	67.3	15	19.0	26	43.1	42.7
守口市	13.2	31	64.3	32	19.9	32	43.7	43.7
池田市	12.9	32	67.0	18	18.7	23	42.6	41.8

5 歳階級別人口(平成 1 2 年国勢調査) 除く町村

	15 歳 未満	順位	15 ~ 64 歳	順位	65 歳 以上	順位	平均年齢	年齢 中位数
和泉市	17.5	1	69.7	22	12.7	9	38.4	37.3
富田林市	17.0	2	69.3	26	13.7	15	39.1	38.4
泉南市	16.9	3	68.4	30	14.4	19	39.6	38.9
貝塚市	16.7	4	67.6	32	15.5	31	40.1	39.4
泉大津市	16.6	5	69.5	23	13.8	16	39.1	37.5
岸和田市	16.3	6	68.0	31	15.5	30	40.1	39.2
交野市	16.2	7	70.6	17	11.9	2	39.0	38.0
阪南市	16.2	8	70.1	21	13.6	14	39.8	40.3
泉佐野市	15.9	9	68.5	29	15.6	32	40.2	39.0
柏原市	15.8	10	70.8	15	13.4	13	39.3	38.2
四條畷市	15.7	11	72.1	8	12.1	3	39.2	37.6
大東市	15.6	12	72.0	9	12.3	4	39.0	37.4
河内長野市	15.5	13	69.4	25	15.1	25	40.7	41.4
羽曳野市	15.3	14	69.3	27	15.3	27	40.5	40.1
高石市	15.2	15	68.7	28	15.4	28	40.4	39.6
枚方市	15.0	16	72.3	5	12.4	7	39.2	38.3
藤井寺市	15.0	17	69.5	24	15.5	29	40.5	40.0
大阪狭山市	15.0	18	71.1	13	13.4	12	39.6	39.0
松原市	14.9	19	70.4	19	14.5	20	40.6	40.1
茨木市	14.8	20	72.7	2	12.4	5	39.1	37.6
吹田市	14.7	21	72.3	6	12.9	10	39.1	37.7
八尾市	14.7	22	70.2	20	14.8	23	40.7	40.2
門真市	14.7	23	72.6	3	12.4	6	39.8	38.7
寝屋川市	14.5	24	72.6	4	12.6	8	39.8	39.2
堺市	14.3	25	70.7	16	14.8	22	40.8	40.7
摂津市	14.3	26	74.1	1	11.6	1	39.0	37.2
豊中市	14.2	27	71.3	12	14.4	18	40.6	40.1
箕面市	14.1	28	72.3	7	13.4	11	39.6	38.6
東大阪市	14.1	29	71.1	14	14.6	21	40.5	39.5
守口市	13.9	30	70.6	18	15.3	26	41.3	40.9
高槻市	13.8	31	71.4	10	14.4	17	40.7	40.1
池田市	13.5	32	71.4	11	15.0	24	40.4	39.2

6 会議開催経過

名称	回	月日/時間	場 所	議 題
全体会	第1回	8月22日(水) 15:00~16:00	本館2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> 辞令交付 自己紹介 会議概要説明
	第2回	8月29日(水) 10:00~12:00	コミュニティセンタ -2階創作活動室	<ul style="list-style-type: none"> ブレインストーミング(普段の仕事を通じて感じている問題点、課題、自治条例について話し合ってみたいこと)
	第3回	9月5日(水) 10:00~12:00	コミュニティセンタ -2階創作活動室	<ul style="list-style-type: none"> ブレインストーミング(普段の仕事を通じて感じている問題点、課題、自治条例について話し合ってみたいこと) テーマ整理とグループ別分担
グループ 会議		9月25日(火) 11:00~12:00	別館3階農林課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Bグループ)
全体会	第4回	9月25日(火) 13:30~15:30	コミュニティセンタ -1階中集会室	<ul style="list-style-type: none"> グループ討議 グループ発表 全体討議
グループ 会議		10月2日(火) 13:00~15:15	職員会館2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Bグループ)
		10月2日(火) 17:30~19:00	新館3階総務課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Cグループ)
リーダー 会議	第1回	10月3日(水) 13:00~16:00	別館3階 危機管理 室横会議室	<ul style="list-style-type: none"> 研究部会からの情報発信について
グループ 会議		10月5日(金) 15:00~17:30	本館3階議会会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Aグループ)
視察		10月6日(土) 13:30~16:00	伊丹市スワンホール	<ul style="list-style-type: none"> いたみまちづくり基本条例フォーラムの視察(講演、パネルディスカッション)
グループ 会議		10月9日(火) 13:00~15:00	別館3階農林課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Bグループ)

名称	回	月日/時間	場 所	議 題
グループ 会議		10月9日(火) 17:00~19:00	本館3階議会会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Aグループ)
全体会	第5回	10月11日(木) 10:00~12:00	コミュニティセンタ ー2階創作活動室	<ul style="list-style-type: none"> グループ発表 全体討議
リーダー 会議	第2回	10月15日(月) 16:30~18:00	別館3階危機管理室 横会議室	<ul style="list-style-type: none"> 各グループの進捗状況及び研究部会ミッションの確認
グループ会議		10月16日(火) 15:00~17:00	議会事務局応接室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Aグループ)
		10月16日(火) 17:30~19:30	新館3階総務課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Cグループ)
		10月22日(月) 15:00~17:00	議会事務局応接室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Aグループ)
		10月23日(火) 13:00~16:00	新館301会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Bグループ)
全体会	第6回	10月25日(木) 10:00~12:00	コミュニティセンタ ー2階創作活動室	<ul style="list-style-type: none"> グループ発表 全体討議
グループ会議		10月30日(火) 17:30~19:30	議会事務局 応接室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Aグループ)
		10月30日(火) 17:30~19:30	新館3階総務課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Cグループ)
		10月31日(水) 9:30~12:00	別館3階農林課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Bグループ)

名称	回	月日/時間	場 所	議 題
グループ会議		11月1日(木) 13:00~16:00	別館3階農林課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Bグループ)
		11月2日(金) 7:30~9:00	議会事務局会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Aグループ)
		11月2日(金) 17:30~19:30	新館3階総務課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Cグループ)
視察		11月5日(月) 10:00~12:00	岸和田市企画課	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例制定に係る先進地視察
		11月6日(火) 13:00~16:00	寝屋川市企画政策室	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例制定に係る先進地視察
全体会	第7回	11月7日(水) 15:00~17:00	コミュニティセンタ ー1階中集会室	<ul style="list-style-type: none"> グループ発表 全体討議
グループ 会議		11月13日(火) 17:30~19:30	議会事務局 会議室	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別研究(Aグループ)
全体会	第8回	12月5日(水) 10:00~12:00	コミュニティセンタ ー2階創作活動室	<ul style="list-style-type: none"> 提言書(報告書)の作成
グループ会議		12月11日(火) 13:00~15:30	新館3階総務課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案の検討
		12月18日(火) 13:00~17:00	別館3階農林課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案の検討
フォー ラム		12月22日(土) 10:00~17:00	和泉シティプラザ 弥生の風ホール	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治フォーラムの受付及び案内 来場者記念品の袋詰作業

名称	回	月日/時間	場 所	議 題
グループ 会議		12月25日(火) 13:00~17:00	別館3階農林課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案の検討
全体会	第9回	1月16日(水) 10:00~12:00	コミュニティセンタ -2階創作活動室	<ul style="list-style-type: none"> 提言書(報告書)の最終確認
		1月16日(水) 15:00~17:00	コミュニティセンタ -1階大集会室	<ul style="list-style-type: none"> 第13回和泉市の自治を考える 懇談会への参加・意見交換
全体会	臨時会	1月18日(金) 13:30~17:15	第2職員会館	<ul style="list-style-type: none"> 提言書(報告書)の最終確認
		1月21日(月) 13:00~17:00	コミュニティセンタ -1階小集会室	<ul style="list-style-type: none"> 提言書(報告書)の最終確認
グループ 会議		1月31日(木) 9:30~17:15	職員会館1階会議室	<ul style="list-style-type: none"> 提言書(報告書)の最終確認 提言書(報告書)の校正
		2月1日(金) 14:00~17:00	別館3階農林課横 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 提言書(報告書)の校正
全体会	第10回	2月14日(木) 10:00~12:00	コミュニティセンタ -1階中集会室	<ul style="list-style-type: none"> 提言書(報告書)の提出

7 研究部会委員名簿

グループ	部名	課名	氏名	リーダー、GL、SL
A	議会事務局	議会事務局	井阪 弘樹	GL(Aグループ)
A	生きがい健康部	保険年金課	米田 尚礼	
A	都市デザイン部	再開発室	黒川 僚介	副リーダー
A	生きがい健康部	生活福祉課	菅野 保孝	
A	総務部	税務室	小林 紗都子	副リーダー
A	会計室	会計室	田中 友香子	SL(Aグループ)
B	ひと・まち創造部	男女共同参画課	逢野 映子	GL(Bグループ)
B	都市デザイン部	都市政策課	船津 芳朋	
B	ひと・まち創造部	人事課	辻野 喜信	SL(Bグループ)
B	学校教育部	指導室	樋上 征史	
B	環境産業部	商工観光課	鍛冶 公哉	
B	生きがい健康部	子育て支援室	船本 伸子	
C	ひと・まち創造部	企画経営課	土本 修一	リーダー、GL(Cグループ)
C	総務部	総務課	門林 邦尚	
C	危機管理室	危機管理室	山本 国央	
C	上下水道部	下水道整備課	甲斐 良一	
C	生きがい健康部	障害福祉課	若宮 千恵	
C	消防本部	総務課	土井 正行	SL(Cグループ)

GL：グループリーダー

SL：グループサブリーダー

男性：13人、女性：5人

事務局 ひと・まち創造部 公民協働推進室 北野 直美